

消費生活情報かわらばん

48号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階

☎ 046-292-1000

受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。相談受付時間は、平日、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に在住・在勤の方を対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務（借金）などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

訪問販売など一定の場合に、無条件で契約を解除できる制度です。

期間は、訪問販売・電話勧誘などは契約書面を受け取った日から8日間です。

期間が過ぎても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

★★クーリング・オフはがき作成用セット配布しています。★★

クーリング・オフをする際、実際に契約解除のはがきを作成しようとすると、どのように書いたら良いのかなかなかわからないものです。

このセットにははがきが 2 枚入っており、業者名や契約金額などの項目を埋めていくことで簡単に作成できるようになっています。

消費生活センターで配布していますので、是非ご活用ください。記入の仕方などもアドバイスしています。



(はがき表)

解約したい、と思ったら...
お困りの場合は(2枚)は、クーリング・オフを行う際にお使いいただけます。 この明細書を読んで、必要な手続きに備え、ぜひお役立てください。
ニシキ
クーリング・オフはがきを作成できる制度です。 専門知識を持っていて解約できないものもあります。
クーリング・オフ制度を使おう!
訪問販売の契約書面(契約書)は、必ず提出して下さい。
訪問購入 貴金属
電話販売機器 事務機器
定期通販契約 会員登録
連鎖販売取引 マルチ
CHECK! 内線電話
クーリング・オフができないのは?
かなかわ中央消費生活センター

様

解約はがき	
申込(契約)日 年 月 日	
商品等名称	
商品等価格	
事業者名	
担当者名	
【必須記入】(かこつ内の一方に印出し、一方は取り消し線を引くこと) 上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。	
【必須記入】(かこつ内の一方に印出し、一方は取り消し線を引くこと) □つきましては、支払と済みの 円は 直ちに返送してください。 <商品を買いたいと同時に、口座にチャックば> □なお、商品は早急に引き取ってください。	
(契約者) 住所 平	
(契約者) 氏名	

(はがき裏)



身边にこんなトラブルが！

かながわ消費生活 注意・警戒情報

コンビニ払いを指示する 新手の架空請求にご注意！

見知らぬ事業者から、電話で「有料動画サイトの利用料金が未納になっている。今から支払番号を伝えるので、コンビニエンスストアのレジで利用料金を支払うように」と言わされた。利用した覚えはないが不安になってきた。どう対応すればいいのか。

ここに注意！



◆架空請求の新手の手口に注意しましょう！

- これまでの架空請求の支払手段としては、

クレジットカードや銀行振込のほか、消費者に購入させたプリペイドカードの番号を業者に伝えさせる手口がありました。最近では、消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせるという「コンビニ払い(コンビニ収納代行)」の仕組みが悪用され始めています。

アドバイス

◆支払番号を伝えられても決して支払わない！

- 覚えのない請求や不審だと思う請求があったら、安易に連絡しないようにしましょう。特に事業者から支払番号を伝えられても決して支払わないようにしましょう。
- もしも、支払いの後でトラブルに気づいた場合には、早急に支払時の領収書に書かれている事業者へ連絡してみましょう。

◆心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口に相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン 倉局番なし

イヤヤ!

188

消費生活課 ニヤン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)